

電子交付サービスお申込み時の重要事項

電子交付サービス

(1) 概要

電子交付サービスとは、当行からお客さまに交付する書類のうち、当行が定める書類について紙媒体に代えて電磁的方法により交付するものです。

〈ひろぎん〉ダイレクトバンキングサービスの登録口座と同一のお取引店で開設されている口座の取引に関する書類が電子交付の対象となります。(但し、投資信託口座は除きます。)

(2) 環境

電子交付サービスをご利用いただくには、インターネット環境が整っていることが必要です。

(3) 申込、停止

電子交付サービスの申込み、停止については、インターネットバンキングメニューからお手続きください。電子交付サービスの申込みは、お申込後、2銀行営業日目以降に作成される書類から交付方法が変更となります。電子交付サービスの停止は、お申込後、翌銀行営業日目以降に作成される書類から交付方法が変更となります。但し、投資信託に関する書類の電子交付については、別途投資信託メニューからのお申込みが必要です。

(4) 対象書類

当行が交付するその他の通知書類等のうち、当行が定め、当行ホームページに掲げる書類とします。なお当行は対象書類を任意に追加または削除できるものとし、その場合は事前に当行ホームページで公表することとします。

(5) 閲覧方式

電子交付する書類は、PDF ファイルで提供します。閲覧するためには、PDF ファイルの閲覧用ソフトウェアが必要となります。PDF ファイルの閲覧用ソフト Acrobat Reader 等をお持ちでないお客さまは、Acrobat Reader 等のダウンロードが必要となります。各書類は当行が定める一定期間、インターネットバンキングで閲覧可能です。

(6) その他

- ① 登録口座が解除された場合、または〈ひろぎん〉ダイレクトバンキングサービスを解約された場合は、本サービスも解約されたものとみなし、解約日以降は紙媒体による交付とします。
- ② 前記①以外で当行が電子交付サービスの利用を停止することが適当であると判断した場合には、紙媒体による交付に変更する場合があります。

(7) 免責

- ① 電子交付サービスを利用するに際し必要なソフトウェアをダウンロードしたことによるコンテンツの不具合等やこれによる損害が発生した場合には当行は一切の責めを負わないものとします。
- ② 利用する環境(OS、ブラウザ種類等)により、交付した書類が閲覧できない等の不具合が生じても当行は責めを負わないものとします。また、この場合の再交付も致しません。
- ③ 電子交付サービスの提供にあたり、当行は相当な注意、安全対策等を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害等が発生することにより生じる利用上または正常に利用できないことによる契約者の不利益に関し、当行は責めを負わないものとします。

インターネットバンキング投資信託「電子交付サービス」

(1) 概要

インターネットバンキング投資信託「電子交付サービス」とは、当行からお客さまへ交付することが法令により義務づけられている様々な書類のうち、後記「(3)書面の種類」に記載の書面を紙媒体に代えて電磁的方法により交付するものです。

(2) 環境

電子交付サービスをご利用いただくには、インターネット環境が整っている必要があります。

(3) 書面の種類

電子交付の書面種類は、金融商品取引法等において規定されている電子交付が認められている以下のものとします。

- ① 取引報告書
- ② 取引残高報告書(トータルリターン通知含む)
- ③ 分配金・償還金(支払通知書)兼再投資報告書
- ④ 特定口座源泉徴収(還付)明細書
- ⑤ 運用報告書
- ⑥ 投資信託のお申込みにあたって(目論見書補完書面)
- ⑦ 目論見書

※「特定口座年間取引報告書」、「外国投資信託取引に係る一部報告書」については、電子交付サービスのご利用の有無にかかわらず郵送されます。

(4) 電子交付の方法

上記書面の電子交付を当行はログイン後の該当ページにおいて、それぞれの種類毎に以下の方法により行います。

- お客さまの「電子交付」ページに記録された記載事項を閲覧に供する方法
・・・(3) ①～⑤
- 「重要事項・目論見書内容確認」ページの閲覧ファイルに記録された記載事項を閲覧に供する方法
・・・(3)⑥～⑦

(5) 閲覧方式

電子交付の書面は、PDF ファイルで提供します。閲覧するためには、PDF ファイルの閲覧用ソフトウェアが必要となります。PDF ファイルの閲覧用ソフト Acrobat Reader 等をお持ちでないお客さまは、Acrobat Reader 等のダウンロードが必要となります。(当行の PDF 閲覧画面からダウンロードが可能です。)

(6) 免責事項

法令等の変更など何らかの理由が生じ、あるいは当行が必要と判断した場合、当行は電子交付ではなく既に電子交付された書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。また、本サービスの内容については、契約者に通知することなく変更することができるものとします。その場合は、変更日以降は、変更後の規定に従い取り扱うものとします。

以上